

# 令和2年版環境白書

## 第7章 共通的・基盤的な施策の推進

### 第1節 環境に配慮した施策手法の推進

#### 3. 土地利用対策

##### (1) 国土利用計画・土地利用基本計画

#### (1) 事業目的

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画を策定し、その後、昭和61年3月の第二次計画、平成8年7月の第三次計画を経て、平成21年3月に第四次計画を策定しています。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容としており、計画書と図面からなっています。

この基本計画は、国土利用計画法※1に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、開発行為については都市計画法等の個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割をになっています。

#### (2) 取組状況

令和元年度には、土地利用基本計画の森林地域について3haの面積縮小を行いました。

#### ※1. 国土利用計画法

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律。

#### 【担当課】

所属名	問い合わせ先
用地対策課	0852-22-5897